3 返済について

● 返済開始時期	学校を卒業してから6か月後に返済が始まります。
● 口座引き落とし日	毎月末日（末日が銀行休業日の場合はその前営業日）に返済金が口座から引き落とされます。
● その他	・お子さまをはじめ、多くの子どもたちが希望する学校へ進学できるよう、**必ず返済していただくようお願いします。** なお、就学支度資金・修学資金には原則として利子はつきませんが、**返済が遅れた場合は、年３％の違約金（延滞金）が付きます。**

- 生活環境の変化などで返済が難しくなりそうな場合は、早めにご相談ください。
- 滞納が続く場合は、法律事務所を通じて催告が行われることもあります。



申請時の面接にてご記入ください

※面接時にご記入ください。ご不明な点は担当者におたずねください。

① 貸付内容について

貸付資金の種類	貸付金額	貸付け予定日	返済開始予定日	返済額（1回あたり）	返済回数
修学資金	＿＿＿＿ 万円 （月額：＿＿＿＿円）	年 月 日	年 月	＿＿＿＿ 円	＿＿＿＿ 回
就学支度資金	＿＿＿＿ 万円	年 月 日	年 月	＿＿＿＿ 円	＿＿＿＿ 回

② 振込先について

内容	銀行・支店名	口座番号	名義人（口座名義）
¥ 貸付金振り込み先 （貸付金が振り込まれる口座）			
¥ 貸付金返済　引き落とし先 （返済金が引き落とされる口座）			

＜問い合わせ･変更届等の送り先＞

〒410－8543　静岡県沼津市高島本町1－3

静岡県東部健康福祉センター　福祉課

電　話　055－920－2057･2080

メール　kftoubu-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp（エルジー）

この説明書は、返済が終わるまで大切に保管してください。

母子父子寡婦福祉資金について



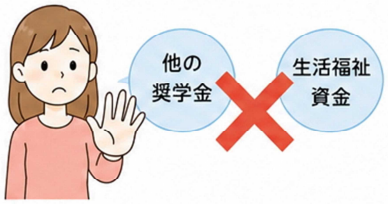
【申込前に必ず、お子さんと一緒に読んでください。】

修学資金・就学支度資金について

資金の種類	目的・用途	貸付方法	貸付時期
修学資金	高校以上の授業料・教材費・交通費など	年４回 継続的に分割貸付	４月、７月、10月、１月の末日 末日が土日・祝日の場合はその前日
就学支度資金	高校以上の入学金・制服・履物など入学準備に必要な費用	入学時に １回のみ貸付	３月末もしくは４月末日 末日が土日・祝日の場合はその前日

貸付における注意事項

他の奨学金（日本学生支援機構の奨学金制度（貸与型）・社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度（教育支援資金））と**重複して貸付けを受けることはできません。**



高等教育の修学支援新制度との調整について

【対象の学校種別】大学・短大・専門学校・高等専門学校（高校・大学院は対象外）

高等教育の修学支援新制度により、以下の支援を受けた場合には、現在の貸付金の支援内容と重なるため、貸付金の限度額が減額される可能性があります。

- 日本学生支援機構の給付型奨学金を受給した場合
- 大学などで授業料や入学金の減免を受けた場合

また、修学資金や就学支度資金の貸付を受けた後に、給付型奨学金の受給や授業料・入学金の減免があった場合は、すでに貸付けた額のうち必要な金額を返納していただきます。返納が発生した場合は、今後の貸付金が減額または停止される可能性もありますので、ご了承ください。

貸付対象外となる可能性がある場合



無職・収入が全くない人

この資金は貸付のため、今現在、無職で収入がないという場合は貸付対象外となる可能性があります。



多額の借金・税金等の滞納がある人

多額の借金や税金の滞納があり、生活が厳しい場合は、返済が難しいと判断され、貸付の対象外となる可能性があります。



今現在の収入が十分にある人

収入が十分にあり、自分自身の力で経済的自立が可能といった判断がされた場合、貸付の対象外となります。

お金を借りる前に知っておこう！

大切なポイント！

この貸付金は、
親子の2人で借りる資金のため、
親子ともに返済の義務があります。

1 よく話し合う
お子さんと進路について、よく話し合いましょう。



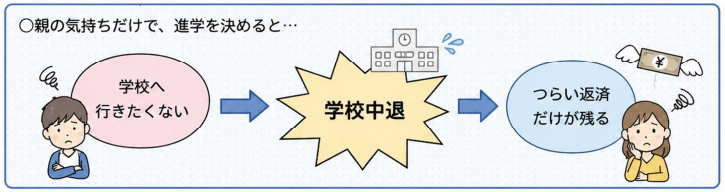
目的以外に使うことはできません！

2 返済する意思と能力
貸付金を借りると、親だけでなくお子さんも「連帯借受人」として返済の責任を負います。



返済が遅れると、次に借りる人が貸付けを受けられなくなります！

この貸付金はお子さんが学校に通うための費用にのみ使えます。
また、返済を考えると、軽い気持ちでお金を借りるのは非常に危険です。



入学案内などの資料を、お子さんと一緒に読み、しっかり話し合いましょう。
具体的にどれくらいの費用がいくらかかるのかも、きちんと計算してください。

身元確認者について

貸付金を借りる際には、身元確認者が必要です。身元確認者は以下のとおりです。

1	あなたと常に連絡を取り合い、修学や返済に関して助言や指導をしてくれる方
2	現在および将来も同じ県内に住む見込みがあり、あなたと同居していない方
3	65歳未満の方
4	あなたの3親等以内の親族であることが望ましい
5	税金の滞納がない方

※貸付や返済の期間中に、県から身元確認者へ直接連絡をとる場合があります。身元確認者に返済の義務はありません。

その他

貸付できる場合でも、実際に貸付金が振り込まれるのは、3月末または4月末です。
貸付金が振り込まれるまでは、ご自分で入学金・学費を用意する必要があります。

1 借りるための手続き ～ 申請から貸付金の振込までの流れ ～

1 申請書類の入手と準備



市町児童福祉担当窓口で書類を受け取り、必要書類を面接日までにご準備ください。

親子面接の実施日と時間を予約ください。

2 母子（父子）面接及び貸付け申請書の提出



母（父）と子、県職員による母子（父子）面接を行い、申請書類を提出します。

書類に不備がある場合は再提出が必要となり、不備が改善されなければ申請自体が受け付けられない場合もあります。
担当者の指示をよく聞いてください。

3 入学試験結果の連絡

電子申請はこちら

不合格の場合は、貸付金を借りることはできません。
試験の結果が発表されたら、合格証書を写真に撮り、電子申請にて提出してください。また、複数の学校を受験している場合は、どちらに進学するかもお知らせください。

4 貸付審査と貸付決定



提出された申請書類は、県が開催する貸付審査会で十分に審議され、その後、貸付けの可否が決まります。

申請しても、貸付を受けられない場合や、希望額の一部しか借りられない場合があります。そういった場合に備えて、あらかじめ資金計画をしっかり立てておきましょう。

5 借用書の提出



貸付が決定すると、県から「貸付決定通知書」と「借用書」が送られてきます。（貸付ができない場合は、その旨の通知が郵送されます。）「借用書」の内容を確認したら、母又は父（借受人）・こども（連帯借受人）がそれぞれ自分で署名し、実印を押してから、速やかに、静岡県東部健康福祉センターへ返送してください。

借用書は、届けられてから数日以内に必ず提出してください。
提出が遅れると、貸付を受けられなくなります。

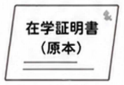
6 指定口座への振込



「借用書」の提出後、県はあなたが指定した口座に貸付金を振り込みます。

振込時期の予定は、都合により変更されることがあります。

7 在学証明書の提出



入学後、4月中に学校の事務所などで発行してもらった「在学証明書（原本）」を提出してください。
（東部健康福祉センター福祉課宛に郵便、もしくは市町担当窓口に持参して提出。）

2 借りている間にやらなければならないこと

1 在学証明書の提出 ！毎年提出です！



毎年4月になりましたら、直ちに新学年の在学証明書を提出してください。
（こちらから提出依頼等の文書は送りません。）
提出がない場合には、貸付けを終了します。（提出期限：4月末）

2 以下の変更がありましたら、7日以内にご連絡ください。

- ☐ 住所・氏名・電話番号
- ☐ 指定口座を変更したいとき
- ☐ ひとり親でなくなったとき（再婚や事実婚により）
- ☐ 学校を休学・退学する場合（学校卒業後、引き続き進学し支払い猶予を希望する場合）

東部健康福祉センターのホームページから変更届の様式をダウンロードできます。

ホームページはこちら